

徳島県立障がい者交流プラザ
(障がい者交流センター等)
指定管理者募集要項

令和4年7月

徳島県保健福祉部障がい福祉課

目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	募集の内容	
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	2
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	3
6	利用料金	3
第 3	申請資格	4
第 4	申請方法等	
1	募集要項の公表及び配布期間	5
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール	5
3	申請書類の提出	5
4	申請書類の作成要領	6
第 5	審査方法等	
1	審査の方法	9
2	審査の日程	9
3	審査の基準	9
4	指定管理者の候補の選定	9
第 6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	10
2	協定の締結	10
第 7	留意事項	
1	事業の継続が困難となった場合の措置	10
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	10
3	申請書類等の取り扱い	11
4	費用負担	11
5	その他	11

障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター 指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県立障がい者交流プラザのうち障がい者交流センター（以下「交流センター」という。）及び視聴覚障がい者支援センター（以下「支援センター」という。）は、障がい者に対し、交流の場の提供、相談、情報提供等の支援を行うことにより障がい者の自立と社会参加を促進することを目的として設置されています。

このたび、徳島県（以下「県」という。）は、交流センター及び支援センター（以下「交流センター等」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）及び徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成17年徳島県条例第74号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下により交流センター等の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

- (1) 名 称 障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター
- (2) 所在地 徳島県徳島市南矢三町2丁目
- (3) 開所日 平成18年4月1日
- (4) 施設規模 敷地面積 10,309.22㎡
建築面積 4,201.81㎡（スポーツ館・付属棟等を含む。）
延床面積 7,683.33㎡（スポーツ館・付属棟等を含む。）
内訳：交流センター 2,630.28㎡（目的外使用許可部分を除く）
支援センター 1,551.27㎡（目的外使用許可部分を除く）
構 造 鉄筋コンクリート造3階建て
- (5) 主要施設
 - ア 入居団体 1階 徳島県障がい者相談支援センター（県直営）
（目的外使用許可）（福）徳島県身体障害者連合会（自販機）
（福）徳島県社会福祉事業団（障がい者スポーツ協会）
（公財）徳島県福祉基金
 - 2階 （公財）徳島県視覚障害者連合会
（特非）徳島県聴覚障害者福祉協会
 - 3階 （福）徳島県身体障害者連合会
（福）徳島県手をつなぐ育成会
（特非）徳島県腎臓病協議会
（認定特非）スペシャルオリンピックス日本・徳島
（特非）ニッポン・アクティブライフ・クラブ
高次脳機能障がい徳島家族会「すだち」
（特非）とくしま障がい者就労支援協議会（軽食喫茶室）

イ 貸出施設 (交流センター)	1階	サウンドテーブルテニス室	10人
	2階	会議室	19人
	3階	研修室 (定員)	100人
		調理実習室	15人
		アートワークルーム	20人
		プレイルーム	15人
		OA研修室	30人
ウ その他の施設			
a 交流センター	1階	管理事務室、監視員室 等	
	3階	ボランティア室、障がい者相談室 等	
b 支援センター	2階	事務室、会議室、録音室、録音編集室、プリント室、図書閲覧室、書庫、点字情報ネットワーク室、スタジオ、編集室、書籍・ビデオ閲覧室 等	
エ 駐車場	121台	(うち障がい者等専用 12台)	

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

（1）交流センター

- ア 条例第3条第1項各号に掲げる業務
- イ プラザの施設及び物品（支援センター及び障がい者スポーツセンターにおいてのみ利用されるものを除く。）の維持管理（県が指定する補修等を除く。）に関する業務
- ウ 条例第8条に規定する利用の許可（交流センターの利用に係るものに限る。）に関する業務
- エ 条例第12条第1項に規定する利用料金（交流センターの利用に係るものに限る。）に関する業務
- オ その他交流センターの管理に関し県が必要と認める業務

（2）支援センター

- ア 条例第3条第2項各号に掲げる業務
- イ 支援センターの施設及び物品の維持管理（県が指定する補修等を除く。）に関する業務
- ウ その他支援センターの管理に関し県が必要と認める業務

3 管理の基準

条例において、休館日、供用時間等に関する規定があり、その詳細については要求水準書に記載していますが、休館日又は供用時間について、県民の利用の幅がより広がる内容の申請をしていただくことも可能です。

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料と施設の利用料金収入等をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画に記載された額（消費税及び地方消費税を含む。）を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

ただし、収支計画の見積もりにあたっては、次のとおり各年度の想定上限基準額を設定しますので、想定上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料（税込み額）については、下表を参考に、想定上限基準額以下で設定してください。

想 定 上 限 基 準 額（単位：円）					
	令和5年度 (消費税率10%)	令和6年度 (消費税率10%)	令和7年度 (消費税率10%)	令和8年度 (消費税率10%)	令和9年度 (消費税率10%)
管理運営経費（税込み額） （様式10-5の表-1「支出計 (b)」欄に記載する。）	135,455,069	135,455,069	135,455,069	135,455,069	135,455,069
指定管理料(税込み額) （様式10-5の表-1「指定管 理料」欄に記載する。）	131,845,451	131,845,451	131,845,451	131,845,451	131,845,451

6 利用料金

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

業務に必要な経費のうち、指定管理料は毎年、基本協定書により決定した額が支払われますが、利用料金収入は利用の状況により変動します。

利用料金収入が収支計画を上回った分も指定管理者の収入として収受できますが、下回っても指定管理料の変更はありません。

なお、指定管理者は、交流センター等の利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、条例第12条の別表第2に規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、県の承認を得て、利用料金の設定をしてください。

また、利用料金の減免及び還付基準を設定する場合は、県の承認を得て設定してください。

第3 申請資格

指定管理者の指定を申請することのできる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、交流センター等を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる（１）及び（２）の全ての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が（１）及び（２）の要件を満たすとともに、全ての構成員が（２）の全ての要件を満たす必要があります。

（１）徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。

（２）法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ケ 法人等あるいは参加グループの構成員であつて、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- サ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 破産者で復権を得ない者
 - b 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - c 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和4年7月20日（水）から県のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は、令和4年7月20日（水）から9月5日（月）の間、午前10時から午後5時まで、県保健福祉部障がい福祉課窓口において配布します。

ただし、土・日・祝日を除きます。

また郵送を希望する場合は、390円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、障がい福祉課まで請求してください。

（令和4年8月29日（月）必着）

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

（1）現地説明会の開催

日 時：第1回 令和4年8月10日（水）午前10時から午前11時まで

第2回 令和4年8月23日（火）午前10時から午前11時まで

集合場所：徳島県立障がい者交流プラザ3階研修室2

参加申込：現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、県保健福祉部障がい福祉課宛にお送りください。

申込締切：第1回 令和4年8月8日（月）午後5時まで ※必着

第2回 令和4年8月19日（金）午後5時まで ※必着

留意事項：

- ・指定管理者に申請する予定の方は、現地説明会にできる限り参加してください。（現地説明会の内容は各回とも同じです。）
- ・参加人数については、制限することがあります。
- ・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、県保健福祉部障がい福祉課において配布します。

（2）募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和4年8月29日（月）午後5時まで ※必着

質問方法：質問書（様式2）に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、県保健福祉部障がい福祉課宛にお送りください。

回答方法：受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページにおいて回答する予定です。

3 申請書類の提出

（1）申請書類の受付

受付期間：令和4年9月8日（木）から9月22日（木）までの

午前10時から午後5時まで

ただし、土・日・祝日を除きます。

受付場所：徳島県保健福祉部障がい福祉課

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送の場合には、令和4年9月22日（木）の消印有効とします。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本12部を提出（提出先：12ページ参照）してください。

(3) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書 -----
 〔 徳島県の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 〕
 〔 （平成16年徳島県規則第67号）別記様式 〕
- イ 申請書添付書類確認表 ----- (様式3)
- ウ 誓約書 ----- (様式4)
- エ 参加グループ構成員表（参加グループの場合） ----- (様式5)
- オ 参加グループ協定書の写し（参加グループの場合） ----- (様式6)
- カ 委任状（参加グループの場合） ----- (様式7)
- キ 法人等概要書 ----- (様式8-1)
- ※次のa～dを添付してください。
- a 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- b 法人にあっては該当法人の登録簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）
- c 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。）
- d 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。）
- ク 法人等役員一覧 ----- (様式8-2)
- ケ 法人等の主要業務実績一覧 ----- (様式9)
- コ 事業計画書 ----- (様式10-1～10-13)

(4) 留意事項

上記各書類を郵送により提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

4 申請書類の作成要領

様式については、別添資料④のとおりです。

(1) 様式9について

申請者の過去3か年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。（視聴覚障害者情報提供施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）

(2) 事業計画書作成上の条件

- ア 事業計画書の作成にあたっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守し、交流センター及び支援センターごとに、別葉で作成してください。
- イ 事業計画書（様式10-1～10-13）はA4版で作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-7及び10-8についてはページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。
- ウ 事業計画書は、様式10-5の表-1以外はワープロソフト（一太郎又はWORD）を使用して、様式10-5の表-1はEXCELを使用して作成し、その内容を記録したCD-Rを添付して提出してください
- エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(3) 各様式の作成について

様式10-1（施設の管理運営方針）

交流センター等の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、指定管理者として目指す交流センター等の将来像とともに、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式10-2（利用者ニーズの把握・分析と利用促進）

交流センター等の設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握等を行い管理運営に反映し、利用促進やサービス向上を図るのか、具体的な検討内容を記入してください。

様式10-3（自主事業）

自主事業の計画について、交流センター等の設置目的に適合し、利用促進や利用者の利便性の向上につながる内容か、具体的に記入してください。

また、事業コストを削減するために企業協賛や有料イベント等の提案がある場合は記入してください。

様式10-4（適正な維持管理）

交流センター等内の施設の日常的、定期的な安全管理、美化対策、植栽管理、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

様式10-5（表-1、表-2）（収支計画書）

交流センター等を管理運営するにあたっての収支計画（5年間分）を収入、支出の各項目ごとに表-1に記入してください。

管理運営費の状況については、別添資料①「要求水準書」中の参考資料2を参照してください。

また、表-2については、表-2に掲げる支出の項目ごとに、管理運営全般に係る経費のコスト削減について、どのように工夫するかを具体的に記入してください。

様式10-6（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。

セルフモニタリングについては、少なくとも

- ア 利用者ニーズの把握及びサービスの向上対策
- イ 施設管理全般（安全管理、施設の維持管理等）に関する点検方法等
- ウ トラブル発生時の対応方法及びその報告並びに改善点の検討
- エ その他業務改善ポイントの提案

の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、交流センター等の機能を十分に発揮できる管理運営を行える体制になっているか、どのような経験や能力（資格等）、雇用形態の職員を配置して業務を遂行するかが分かるように、「職員体制」（様式10-7）及び「協利法人一覧」（様式10-8）を作成してください。

様式10-7（表-1、表-2）（職員体制）

表-1については、交流センター等内に配置する予定の職員全てについて記入してください。

表-2については、表-1に記載した職員（派遣職員を除く。）について記載してください。

様式10-8（協利法人一覧）

業務を遂行するにあたって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人名等について記入してください。

該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

なお、委託できる業務の範囲は、警備、清掃等（参考資料6 参照）に限られ、「管理業務」自体を委託することはできません。

様式10-9（地域への貢献）

地元雇用及び地元企業への業務の委託について、具体的な提案があるかどうか、基本的な方針及び計画を記入してください。

様式10-8に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等についてあわせて記入してください。

様式10-10（地域との連携）

地域の関係団体（障がい福祉関係団体、自治体、地元企業、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携して交流センター等を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

様式10-11（安全管理）

安全管理について、①新型コロナウイルス等感染症対策、②情報管理、事故予防、災害・緊急時（避難所等の開設時を含む。）の対応体制、職員等の教育等について、その考え方や対策を具体的に記入してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式10-12（環境への配慮）

交流センター等の管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記入してください。

様式10-13（総括表）

様式9及び様式10-1～10-12の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計100字以内（厳守）で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。

第5 審査方法等

1 審査の方法

保健福祉部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者（以下「優秀者」という。）を選定します。

選定委員会は、この結果を県に報告します。

書類による一次審査を経た後、ヒアリング等による二次審査を行い、優秀者を選考する場合があります。

2 審査の日程

審査は、申請受付終了後から令和4年10月下旬までを目途に予定しています。

ヒアリング等を行う場合は、令和4年10月上旬に連絡します。

3 審査の基準

審査は、以下に掲げる選定の基準により総合的に判断します。

審査基準の詳細については、別添資料③を参照してください。

- （1）事業計画書の内容が、県民の平等な利用の確保と施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- （2）事業計画書の内容が、経費の縮減を含む効率的な管理運営が図られるものであること。
- （3）事業計画書の内容が、安定した管理のための人的・物的経営基盤を有しており、又は確保できる見込みであること。
- （4）その他、事業計画書の内容が、地域との連携が図られ、地域に貢献する内容となっていること。

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。

細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

なお、申請団体名は公表されます。

また、選定結果の公表にあたり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを御承知おきください。

指定管理者の選定結果は、令和4年11月中旬を目途に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。

同時に結果は、県のホームページなどで公表します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、県は指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

基本協定書（案）は別添資料②のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合など、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。

この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく交流センター等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく交流センター等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為などにより、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

(4) 返却

提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 情報公開請求への対応について

申請書類や審査結果等は、公文書に該当し情報公開請求の対象となります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、全て申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和4年9月26日（月）までに指定管理者指定申請辞退届（様式3-2）により申し出てください。

(2) 問い合わせ及び申請書提出先

徳島県保健福祉部障がい福祉課

担当：社会参加・啓発担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2237

ファクシミリ 088-621-2241

メールアドレス syougaiifukushika@pref.tokushima.jp

別添資料① 障がい者交流センター等管理運営業務要求水準書

別添資料② 障がい者交流センター等の管理運営に関する基本協定書（案）

別添資料③ 審査基準

別添資料④ 様式集

別添資料⑤ 指定管理者募集スケジュール

別添資料⑥ 関係例規集